

評議員会決議事項

内 容	根拠（社会福祉法・定款例・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）		議決数	
			過半数	議決に加わることができる評議員の三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36第1項	【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。	○ (法45条の9第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。一 評議員会の決議	○ (法45条の9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条第54条の2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
	新設合併の承認	第54条の8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
役員・監査人の選任・選任等（報酬基準含む）に関する事項	役員、監査人の選任	第43条第1項	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。	○
	役員（監事に限る）の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。 ※（評議員会の運営）第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて行われなければならない。 一 第45条の4第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）	○ (法45条の9第7項の1)
	役員（監事以外）の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。	○
	会計監査人の解任（※会計監査人設置法人のみ）	第45条の4第2項	【法】会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。	○
	役員、評議員の報酬等の支給の基準の承認	第45条の35第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○
	理事の報酬	第45条の16第4項準用 一般法人法第89条	【一般】第89条理事の報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会（評議員会）の決議によつて定める。	○
	監事の報酬	第45条の18第3項準用 一般法人法第105条	【一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会（評議員会）の決議によつて定める。	○
財務に関する事項	事業計画書および収支予算書の承認あるいは決議（※定款例にある例2の場合は決議）	定款例第31条	【定款例】（事業計画及び収支予算）第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条の30第2項 定款例第32条2項	【法】理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款例】（事業報告及び決算）第32条第2項2前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○
	基本財産の処分	定款例第29条	【定款例】（基本財産の処分）第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。	○
	残余財産の帰属	定款例第37条	【定款例】（残余財産の帰属）第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条の2第7項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○
	役員等の責任の免除（すべての免除）	第45条の20第4項準用 一般法人法112条	【一般】第112条 前条第一項（※第111条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。）の責任は、総社員（総評議員）の同意がなければ、免除することができない。	×
	役員等の責任の免除（一部の免除）	第45条の20第4項準用 一般法人法113条	【一般】第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。	○ (法45条の9第7項の2)
	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○

理事会決議事項

内 容		根拠（社会福祉法・定款例）		議決数	
				過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条の13第2項第1号 定款例第24条	【法】社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項の準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款例第12条	【定款例】（招集）第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者とする	第45条の14第1項	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款例第40条	【定款例】（施行細則）第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条の13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条の13第4項第5号	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競争及び利益相反取引の制限	第45条の16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会（理事会）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
	臨機の措置	定款例第35条	【定款例】（臨機の措置）第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ （理事総数の三分の二）
役員等に関する選任・項解	理事長および業務執行理事の選定・解職	第45条の13第2項第3号 定款例第24条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任および解任	第45条の13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分および譲受け	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書および収支予算書の承認あるいは決議 （※定款例にある例1では承認、例2では決議）	定款例第31条	【定款例】（事業計画及び収支予算）第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業報告および計算書類の承認	第45条の28第3項 定款例第32条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款例】（事業報告及び決算）第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告(2) 事業報告の附属明細書(3) 貸借対照表(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書(6) 財産目録	○	
	基本財産の処分	定款例第29条	【定款例】（基本財産の処分）第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、「所轄庁」の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、「所轄庁」の承認は必要としない。	○	
	資産の管理	定款例第30条	【定款例】（資産の管理）第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	○	
	会計処理の基準	定款例第34条	【定款例】（会計処理の基準）第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用 一般法人法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○	
	公益事業の運営に関する事項	定款例	【定款例】第〇章 公益を目的とする事業（種別） 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。（1）〇〇の事業（2）〇〇の事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ （理事総数の三分の二）
	収益事業の運営に関する事項	定款例	【定款例】第〇章 収益を目的とする事業（種別） 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。（1）〇〇業（2）〇〇業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ （理事総数の三分の二）
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○	
その他重要な業務執行に関する事項および事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃			○		

別表3 定款細則 14 条 1 項に定める議事録記載事項

記載事項	法令
<p>1 開催日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事及び会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>2 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>(1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき<会計監査人が会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき></p> <p>(2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき<会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき></p> <p>(3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき</p> <p>(4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき</p> <p><(5) 計算書類及び附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき></p> <p><(6) 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席して意見を述べたとき></p> <p>5 出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称</p> <p>6 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>【施行規則】</p> <p>第2条の15</p> <p>法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>～2項略～</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第102条</p> <p>ニ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第3項</p> <p>ホ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項</p> <p>ヘ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>

別表4 定款細則 27 条 1 項に定める議事録記載事項

記載事項	法令
<p>1 開催日時・場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨</p> <p>(1) 理事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>(2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの</p> <p>(3) 監事の請求を受けて招集したもの</p> <p>(4) 監事が招集したもの</p> <p>3 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>5 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>(1) 競争及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告</p> <p>(2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告</p> <p>(3) 理事会で述べられた監事の意見</p> <p>6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名</p> <p>7 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称</p> <p>8 議長の氏名</p>	<p>【施行規則】（理事会の議事録）第 2 条の 17</p> <p>3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨</p> <p>イ 法第 45 条の 14 第 2 項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>ロ 法第 45 条の 14 第 3 項の規定により理事が招集したもの</p> <p>ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>ニ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 3 項の規定により監事が招集したもの</p> <p>三 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 92 条第 2 項</p> <p>ロ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条</p> <p>ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 1 項</p> <p>六 法第 45 条の 14 第 6 項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名</p> <p>七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称</p> <p>八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名</p>

理事長専決事項

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。